

第3編 地震災害編

第1章 地震災害編の概要

本編に規定があるものを除いては、「第2編 一般災害編」に基づきます。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の東海地震に関する事前対策計画をもって充てます。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、防災関係機関等の協力を得て次に掲げる地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施します。

(1) 地震災害予防対策

- ① 地震防災に関する組織の整備
- ② 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ③ 地震防災知識の普及及び教育、並びに過去の災害から得られた教訓の伝承・広報
- ④ 大規模な地震防災訓練の実施
- ⑤ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- ⑥ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- ⑦ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ⑧ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施による、適切な管理及び耐震対策の促進
- ⑨ 危険物等災害予防対策の推進
- ⑩ 地震防災応急計画の作成指導
- ⑪ 自主防災組織の育成、指導、その他町民が実施する地震対策の推進
- ⑫ 地震火災対策の推進
- ⑬ 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 地震災害応急対策

- ① 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- ② 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達、広報の実施
- ③ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ④ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- ⑤ 避難の勧告及び指示
- ⑥ 被災者の救出、救助その他の保護

- ⑦ 食料、飲料水、生活必需品等の確保及び供給
- ⑧ 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ⑨ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ⑩ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ⑪ 緊急輸送の確保
- ⑫ 被災した児童・生徒の応急教育の実施
- ⑬ 被災施設及び設備の応急復旧
- ⑭ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ⑮ 他機関への応援要請
- ⑯ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ① 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- ② 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理すべき防災に関する事務又は業務を助け、かつその総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ① 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- ② 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ・ 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - ・ 手形交換の特例措置
 - ・ 休日営業の特例措置
 - ・ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - ・ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - ・ 保険料支払いの迅速化措置
- ③ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸与

(2) 関東信越厚生局

- ① 管内の情報収集及び伝達に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること

(3) 関東農政局（山梨支局）

- ① 災害時における食糧供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- ② 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ③ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導

- ④ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全施設等の整備
- ⑤ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- ⑥ 主要食糧等の在庫状況把握
- (4) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - ② 民有林直轄治山事業の実施
 - ③ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (5) 関東経済産業局
 - 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (6) 関東東北産業保全監督部
 - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安の確保
 - ② 鉱山に関する災害の防止及び災害時における応急措置
- (7) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ① 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - ② 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (8) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ① 航空の安全確保のための航空情報の発出
 - ② 必要に応じ一般航空機の運航規制措置
- (9) 関東管区气象台（甲府地方气象台）
 - ① 東海地震に関連する情報等の通報
 - ② 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ③ 地震情報の発表と伝達
 - ④ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - ⑤ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (10) 関東総合通信局
 - ① 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - ② 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ③ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - ④ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (11) 山梨労働局
 - ① 工場、事業所における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - ② 事業場内労働者の二次災害の防止
- (12) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
 - 管轄する道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行います。

- ① 防災上必要な教育及び訓練
- ② 通信施設等の整備
- ③ 公共施設等の整備
- ④ 官庁施設の災害予防措置
- ⑤ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- ⑥ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ⑦ 災害時における復旧資材の確保
- ⑧ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等
- ⑨ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- ⑩ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - ・地震防災応急対策に係る措置
 - ・地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ・中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - ・大規模な地震に係る防災会議
 - ・地震防災上必要な教育及び広報
- ⑪ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(14) 関東地方環境事務所

- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 自衛隊（第1特科隊）

災害派遣の準備において、「地震災害警戒本部員会議への参加」及び警戒宣言、地震予知に関する情報伝達のほか、本編第2編第1章第1節(4)「自衛隊」と同じとします。

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）

- ① 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- ② 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- ④ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(2) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ① 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- ② 応援救護班の体制確立とその整備
- ③ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ④ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- ⑤ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- ⑥ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- ⑦ 義援金の募集及び配分

(3) 日本放送協会（甲府放送局）

- ① 警戒宣言の伝達及び状況報告
- ② 非常組織の整備
- ③ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- ④ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道

(4) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ① 東海地震等に関する情報の伝達
- ② 利用者への広報
- ③ 災害時における復旧資機材と人員の配備
- ④ 緊急輸送を確保するための措置

(5) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ① 安全輸送の確保
- ② 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- ③ 各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社

- ① 電力供給施設の災害予防措置
- ② 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- ③ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(7) 日本銀行（甲府支店）

- ① 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
- ② 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての指導及び助言
- ③ 警戒宣言発令時における預貯金引出の集中等、店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力指導

(8) 日本郵便株式会社

- ① 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- ② 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ④ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ⑤ 郵便局窓口業務の維持
- ⑥ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

- ⑦ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ① 地域住民に対する各種情報等の報道
 - ② 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制
 - ③ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（富士急行株式会社、山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ① 安全輸送の確保
 - ② 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ③ 災害応急活動のための知事及び各機関からの車両借上要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ① ガス供給施設の保安整備
 - ② 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ③ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）
 - ① 被災者に対する救護活動の実施
 - ② 収容施設の調査、医薬品備蓄状況の確認及び調達
- (5) 山梨県道路公社
 - ① 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - ② 有料道路の利用者への広報
 - ③ 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
 - ④ 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

7 富士吉田警察署

- (1) 地震災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 地震災害広報並びに避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 富士五湖消防本部（河口湖消防署）

- (1) 地震災害の防御及び警戒

- (2) 消防自動車その他機械・器具等の配備、運用
- (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導
- (4) 救助、救急措置
- (5) 火災警報及び気象情報に関すること
- (6) 地震予防査察
- (7) 防火対象物の立入検査及び指導
- (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること
- (9) 建築同意事務に関すること
- (10) 危険物製造所等の許認可及び検査

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (1) 農業協同組合（北富士農業協同組合、JAクレイン富士豊茂支店）
 - ① 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ③ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - ④ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 商工会（河口湖商工会）
 - ① 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - ② 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ③ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 観光連盟
 - ① 町が行う観光関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 災害時における帰宅困難者等の保護についての協力
 - ③ 避難所の確保についての協力、斡旋
- (4) 病院等医療機関の管理者
 - ① 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - ② 災害時における病人等の収容、保護体制の確立
 - ③ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (5) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ① 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - ② 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ③ 施設設備の整備点検及び消防水利の確保
 - ④ 災害時における収容者の保護受入れの準備
 - ⑤ 火気使用及び実験実習の中止
 - ⑥ 応急医薬品の整備

10 その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、富士河口湖町社会福祉協議会）

- ① 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ② ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

- ① 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ② ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(3) 自主防災組織（自主防災会等）

- ① 地震予知情報及び地震情報の住民への伝達
- ② その他相互扶助
- ③ 避難行動要支援者等の支援

第 2 節 富士河口湖町の地盤の特質と地震災害の歴史

1 地形及び地質

一般災害編「第 2 編 第 1 章 第 2 節」によります。

2 地震災害の歴史

歴史資料等で、本町に特に大きな被害をもたらした地震は、東海地域が震源と考えられる明応地震（1498 年）、宝永地震（1707 年）、安政東海地震（1854 年）などがあげられます。

【山梨県に被害をもたらした主な地震】

年月日		内 容 （M：マグニチュード）
明治以前	1498（明応 7. 8. 25）	辰刻大地震、東海道全般被害甚大（明応地震 M8. 6）
	1498（明応 7. 8. 28）	西海、長浜、大田原、大原ことごとく壁に押され死傷無限（妙法寺記）
	1703（元禄 16. 11. 23）	江戸・関東諸国で震度大、甲府では城・町で潰 134 軒、半潰 166 軒、堤破損 3,160 間、郡内で死 83、潰家 211、半潰 115、山崩れ合計 10 万坪（元禄地震 M8. 2）（新編日本被害地震総覧：1989）
	1707（宝永 4. 10. 4）	未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部、南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった（宝永地震 M8. 4）（新編日本被害地震総覧：1989）
	1707（宝永 4. 10. 5）	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害（潰家 7,397、同寺 254、死 24）となった（新編日本被害地震総覧：1989）
	1782（天明 2. 7. 15）	丑刻及び戌刻に大地震、相模・武蔵・甲斐で被害大、甲斐の都留郡長池村（現山中湖村）では家数 37 軒のうち 30 潰る（新編日本被害地震総覧：1989）
	1854（嘉永 7. 11. 4）	五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋 7 割潰れ、鰍沢では住家 9 割潰れ、死 150（安政東海地震 M8. 4）（新編日本被害地震総覧：1989、地震の辞典：1987） 甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す（甲府略志）

年月日		内 容 (M: マグニチュード)
明治以降	1891 (明治 24. 12. 24)	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6. 5)、北都留郡で地割れ数か所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
	1898 (明治 31. 4. 3)	山梨県中部を震央とする地震 (M5. 9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
	1902 (明治 35. 5. 25)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現大和村) に小亀裂等
	1915 (大正 4. 6. 20)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂 4～5 か所
	1918 (大正 7. 6. 26)	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7～8 か所
	1923 (大正 12. 9. 1)	関東大地震 (M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 か所
	1924 (大正 13. 1. 15)	丹沢地震 (M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 か所
	1944 (昭和 19. 12. 7)	東南海地震 (M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 か所等 (山梨日日新聞)
	1976 (昭和 51. 6. 16)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 か所、田畑 31 か所、農業用施設 79 か所等
	1983 (昭和 58. 8. 8)	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 か所、農林業用施設 55 か所、道路 21 か所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66% 等、被害総額 3 億 5 千万円
	1996 (平成 8. 3. 6)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 8)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
	2011 (平成 23. 3. 11)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M9. 0)
	2011 (平成 23. 3. 15)	静岡県東部を震央とする地震 (M6. 4) 富士河口湖町は震度 5 強
	2012 (平成 24. 1. 28)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5) 富士河口湖町は震度 5 強

第3節 地震被害の想定

1 基本的考え方

文部科学省地震調査研究推進本部が示す東海地震（M8クラス）の発生確率は今後30年以内に90%程度と切迫性が高く、本町においても強震動を受けることが想定されています。

中央防災会議（内閣府）は、平成13年12月に、新たな東海地震の想定震源域を示すとともに、平成14年には地震防災対策強化地域を見直したことを機に、山梨県は「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を平成17年5月に公表しました。この調査報告書における本町についての被害想定及び、「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年3月）による被害想定（東海地震を除く）を整理し、本計画の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の目安とします。

また、国は、東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフの巨大地震（3つの地震が連動した場合）の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、マグニチュード9.1に引き上げた報告（平成24年8月）をまとめており、これに基づき県の被害想定が見直された際には、その結果も反映するものとします。なお、本町の震度は6強（最大ケース）と推計されています。なお、新たに身延断層が政府の地震調査研究推進本部により主要活断層帯に指定（平成29年）されました。

（1）想定される地震

山梨県地域防災計画によると、想定される地震の規模は、次のとおりです。

■想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

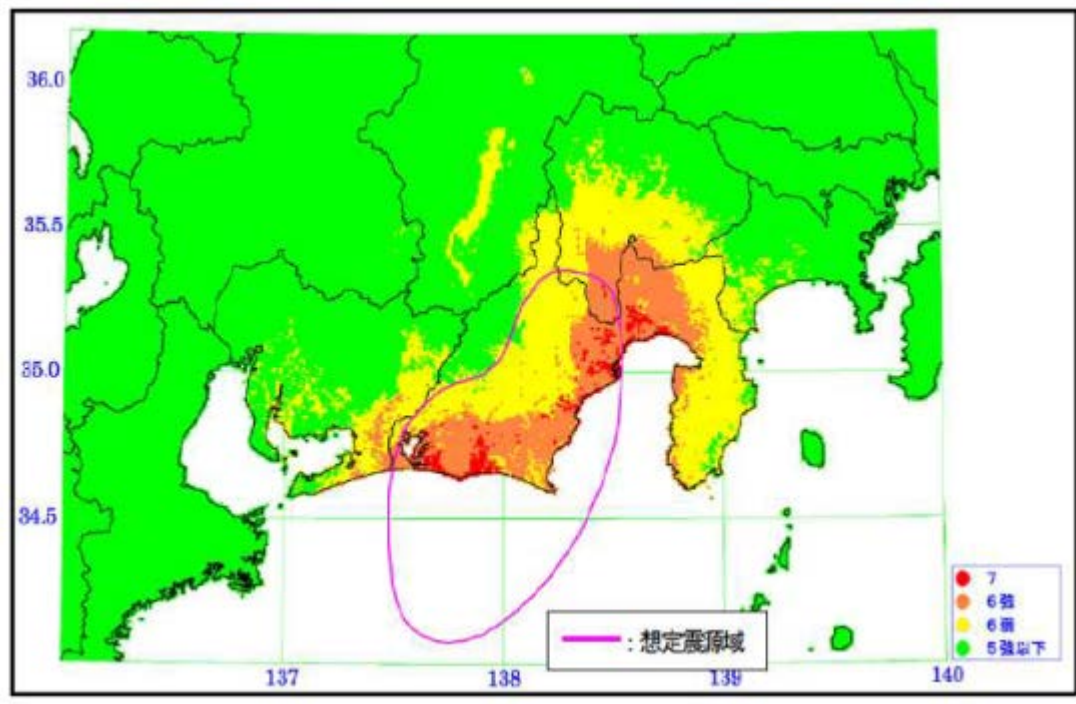
想定地震	地震の状況
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震（次頁M7，M9，M14）	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。

(2) 想定震源域



(出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）)

■ 東海地震震源域

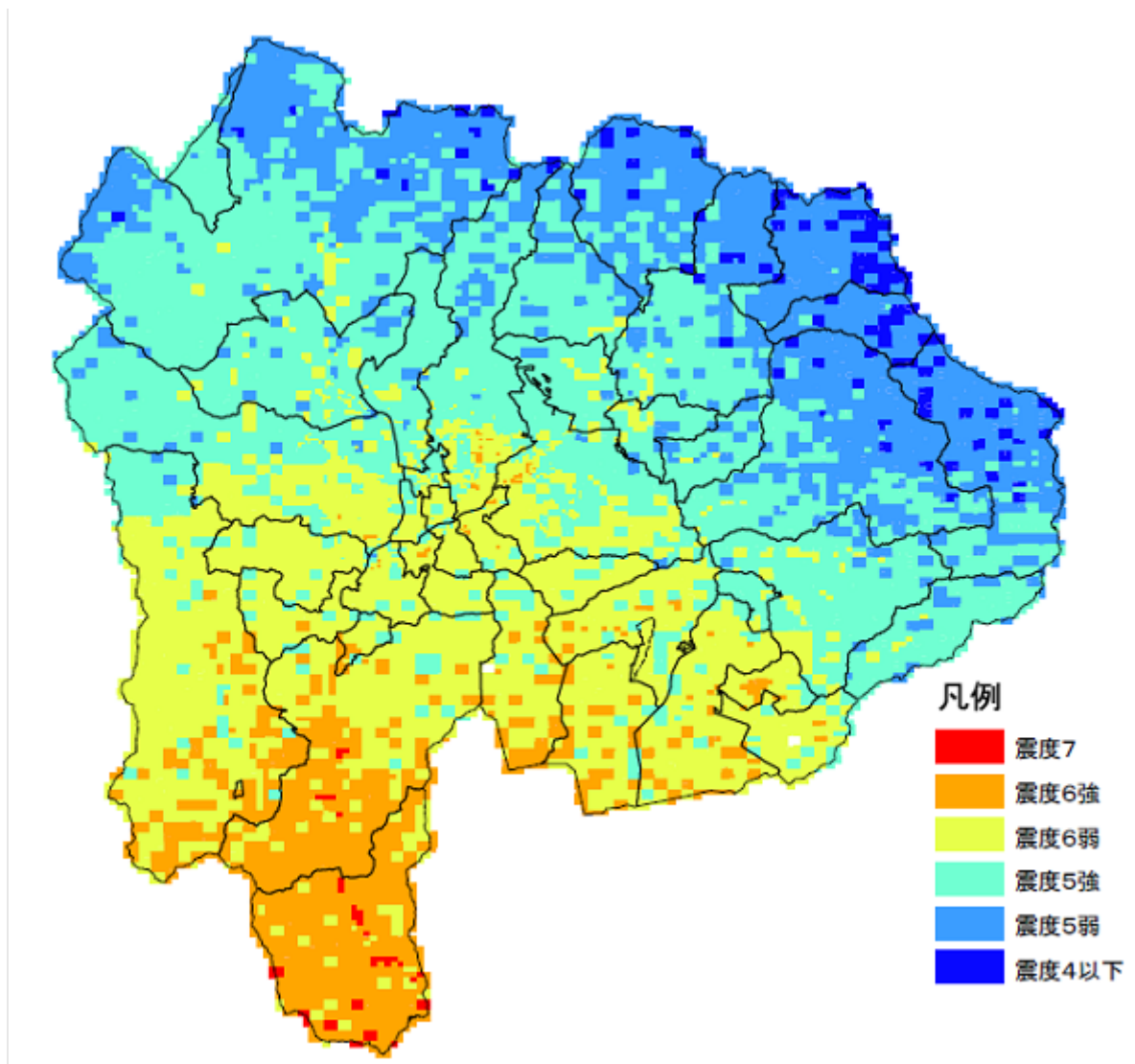


(3) 想定地震動

想定地震	地区別震度
東海地震	ほぼ全域 震度 6 弱 南部に震度 6 強が分布
南関東直下プレート境界地震 (M 7, M 9, M 1 4)	全域 震度 5 弱
釜無川断層地震	ほぼ全域 震度 5 強 最南端の一部 震度 5 弱
藤の木愛川断層地震	
曾根丘陵断層地震	
糸魚川－静岡構造線地震	

なお、東海地震においては、湖岸沿いの沖積層に液状化発生の可能性がある場所が分布します。

■ 東海地震の想定震度（出典：山梨県東海地震被害想定調査）



2 被害想定

（１）建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17 年）によると、富士河口湖町の建物被害は、次のとおりです。

■ 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成 19 年 1 月））

（単位：棟）

想定地震	全壊	半壊	合計
東海地震	454	2,082	2,536
南関東直下プレート境界地震	56	692	748
釜無川断層地震	107	920	1,027
藤の木愛川断層地震	337	2,012	2,349
曾根丘陵断層地震	7	38	45
糸魚川－静岡構造線地震	3	14	17

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、富士河口湖町の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：人）

想定地震	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	25	32	269	326
南関東直下プレート境界地震	3	17	181	201
釜無川断層地震	5	19	203	227
藤の木愛川断層地震	17	36	404	457
曾根丘陵断層地震	0	4	30	34
糸魚川－静岡構造線地震	0	2	9	11

(3) 出火想定

東海地震について、冬5時に地震が発生した場合は、1件の出火が想定され、うち1件が炎上しますが、これらは全て消火され5棟の焼失が想定されます。

春秋12時に地震が発生した場合は、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため2件の出火が想定され、うち1件が炎上しますが、これらは全て消火され、5棟の焼失が想定されます。

冬18時の地震発生の場合は、暖房器具が多く利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間帯であるため、出火件数は6件と多く、うち3件が炎上し、11棟の焼失が想定されます。

なお、東海地震の予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性は低いと想定されます。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所の危険度

東海地震における急傾斜地崩壊危険箇所の危険度ランクの想定は以下のとおりです。

想定地震	ラ ン ク			計
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い	
東海地震	69	24	2	95
南関東直下プレート境界地震（M9）	8	3	1	12
藤の木愛川断層地震	11	1	－	12

※地すべり危険箇所はありません。

(5) ライフライン被害

東海地震におけるライフライン被害の想定は以下のとおりです。

	被 害 率
断水率	旧上九一色村を除く全域で 60% 以上～80% 未満 旧上九一色村は 80% 以上～99.2% 未満
停電率	旧上九一色村を除く全域で 20% 以上～40% 未満 旧上九一色村は 40% 以上～60% 未満
都市ガス供給停止率	60% 以上～80% 未満
LP ガス機能支障率	15% 以上～30% 未満
一般電話通話支障率	2% 以上～6% 未満
下水道機能支障率	0.2% 以下

3 南海トラフ地震及び首都直下地震対策（新規）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法により、本県の市町村がそれぞれの地震の対策地域に指定されました。町は県と協力し、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進めます。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域

小菅村、丹波山村を除く 25 市町村

(2) 首都直下地震緊急対策区域

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 14 市町村

第2章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちづくり（都市整備課、地域防災課、農林課）

1 事業計画

本町の地勢的特性や社会的条件等を考慮し、地震に強いまちづくりを進めます。

基盤整備は、予算上の制約や長期間の施工期間を要するなどの課題があるため、それぞれの事業の優先順位を十分に考慮し、まずできるところから取り組んでいく必要があります。このため、地震防災上、緊急に整備すべき施設に関し、計画的に整備を進めます。

2 道路施設等

道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じていますが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進します。

（1）道路の整備

町は、地震発生時の道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所の調査を実施し、速やかに工事等を実施します。特に、本町の町道の多くは、幅員が狭く、蛇行道路が多いため、整備の優先順位を明確にして整備を進め、また、土砂災害等により孤立化の恐れがある地域に関しては、長期的観点からう回路の整備を検討します。

また、水害の発生しやすい地域へ新たに建設する道路については、道路の高さを確保するよう努めます。

災害時の消火活動を円滑に進めるため、消防道路の整備を今後も引き続き進めます。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に安全強化を要請します。

（2）橋梁の整備

道路管理者は、地震発生時に橋梁の機能を確保するため、管理橋梁について国土交通省「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋梁耐震点検結果に基づき、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図ります。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備します。

（3）トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のため、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施します。

（4）横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているため、地震発生時の落橋の可能性は小さいものと考えられますが、建設後の年数の経過により構造細部に変化を生じていることもあるため、本体と階段の

取付部等の安全点検調査を実施し、補強等が必要なときは、速やかに工事を実施します。

3 河川

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工されており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものと考えられます。

地震が発生したときには、直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施します。

また、災害応急活動等を効果的に進めるため、河川敷の利用について、占有者の協力を得ながら、県に使用許可を要請します。

4 ため池等

建設後の年数を経過したものを中心に、亀裂又は漏水の状況を点検するとともに、必要に応じて補強及び漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期します。

5 土砂災害危険箇所対策

土砂災害の危険箇所は、地震を誘因として災害が発生するおそれがあるため、次のような対策を講じます。（詳細は「第2編 第2章 第5節 風水害等の予防」参照）

（1）土砂災害対策

- ① 予防治山事業の促進
- ② 保安林の整備
- ③ 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所など危険箇所の住民等への周知徹底
- ④ 危険箇所の調査、巡視
- ⑤ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の指定促進

（2）警戒宣言発令時等の警戒・避難対策

大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時において、土砂災害発生のおそれのある地区については、次の事項を考慮して警戒・避難体制を整備します。

① 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を事前に指定します。

② 避難収容施設の指定

事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設をあわせて指定します。

収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全で適切な場所とします。

- ・ 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。
- ・ 避難対象地区との経路が、比較的近距離でかつ安全なこと。
- ・ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

③ 避難路の設定

避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

- ・避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
- ・崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
- ・その他、避難の障害となる事由のないこと。

(3) 地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努めるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

6 液状化災害対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して、地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止します。

県は、小規模建築物については、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行います。

7 住宅地対策

(1) 危険市街地の解消

土地区画整理事業や道路整備事業などを推進し、老朽家屋、狭隘道路等の解消を図ります。

(2) 公園の整備

火災の延焼遮断帯として、あるいは避難地ともなる公園などのオープンスペースの整備を図ります。

8 町庁舎の代替施設の確保

大地震などの大規模災害により、災害対策本部となる町庁舎が機能しなくなった場合を想定し、代替施設となる施設に通信設備などの整備を図ります。

第2節 火災対策（消防本部、地域防災課）

大規模な地震が発生したときには、火元や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生することが予想され、時間、季節、風向きによっては、延焼が拡大する危険があります。町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備など、火災対策を進めます。

次の「1 出火予防対策の推進」については、地震時以外の火災予防と同様に、次の対策を講じますが（詳細は「第2編 第2章 第4節 消防予防対策」）、この中で「(4) 一般家庭への指導」については、特に地震に関連する対策を付け加えてあります。

1 出火予防対策の推進

- (1) 建築同意制度の効果的活用
- (2) 建築物の不燃性の向上
- (3) 文化財の保護対策
- (4) 一般家庭に対する指導

町は、自治会（区）や自主防災組織等を通じて、各家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図ります。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図ります。

- ① 地震防災に関する知識の習得
- ② 家庭における防火防災計画の策定
- ③ 耐震自動消火装置付の石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメーター並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進
- (5) 防火管理者の育成指導
- (6) 予防査察の強化指導
- (7) 危険物等の安全確保指導
- (8) 防火思想、知識の普及啓発

町は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、防災訓練や防災週間、その他さまざまな催し物を活用して、防火防災思想及びに知識の普及に努めます。

2 延焼予防対策の推進

- (1) 初期消火体制の確立

- ① 町は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災会、自治消防隊（ラビット隊）等に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備します。また、富士五湖消防本部河口湖消防署、町消防団及び自主防災会、ラビット隊等の有機的連携による初期消火体制の確立を図ります。

- ② 町は、耐震性貯水槽の整備を推進すると同時に、既設の防火水槽についても必要なものについては、耐震性の向上を図ります。
- ③ 通常の消火栓等だけでは消火活動が間に合わない場合を想定し、プール、河川、湖等の水の利用を図ります。特に、湖水の利用にあたっては、ラビットなどが乗り入れられるよう、消防用道路の整備を進めます。
- ④ 各家庭へ初期消火のための防火用水、消火器、バケツの設置などを促進します。

(2) 消防力等の充実整備

① 消防力の強化

町は、警戒宣言発令時又は地震発生時に速やかに部隊を編成し消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の整備を図ります。

② 広域消防応援体制の確立

同時多発火災などへの対応を強化するため、近隣市町村等との間で締結している相互応援協定の内容充実を図ります。

第3節 生活関連施設の安全対策の推進（水道課、各事業者）

1 水道施設安全対策の推進

町及び水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図ります。

（1）施設の現況

町の水道施設状況は資料編のとおりです。

（2）水道水の確保

① 取水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努めます。

② 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努めます。

（3）送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努めます。

（4）配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努めます。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努めます。

（5）電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（地下水源の揚水のための自家用発電機を含む）の整備に努めます。

（6）復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するため、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整します。

（7）応急給水用機材の整備

応急給水義務者である町の応急給水活動を支援するため、次の機材の整備・点検に努めます。

① 給水タンク車

② 表流水（湖、河川）の飲用水利用のための急速簡易ろ過機及び応急ろ過施設

③ 表流水の水源揚水のための水中ポンプ（発電機付）

（8）資材備蓄計画

応急復旧工事用備蓄資材については、幹線部分を対象として、上水道、簡易水道ごとに材料の備蓄に努めます。

2 下水道施設安全対策の推進

町は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道を有する施設、資源を活用した地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施します。

(1) 重要幹線管渠

重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図ります。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施します。

(2) 下水処理場、ポンプ場

下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的な施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保します。

下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図ります。

また、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備します。

(3) 代替施設

下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図ります。

(4) 施設の維持管理

施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図ります。

3 電気施設安全対策の推進

(1) 東京電力パワーグリッド㈱

東京電力パワーグリッド㈱は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施します。

① 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図ります。

② 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図ります。

③ 要員の確保

- ・緊急連絡体制の整備
- ・交通途絶時等の出勤体制の確立

(2) 町の対策

大規模地震などにより複数の市町村が被災したときに電力不足にならないよう、公共施設などへの予備電源の整備を図ります。

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

① 供給施設

- ・ 主要導管の耐震化
- ・ 導管網のブロック化
- ・ マイコンメーターの普及拡大
- ・ 移動式ガス発生設備の整備

② 製造施設

- ・ 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- ・ 防火、消火施設の充実
- ・ 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

① 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備

② 通信施設の整備

(3) 要員の確保

① 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の確立

② 交通途絶時等の出動体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

① ガス使用者への注意事項の周知

② 広報体制の確立

5 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

① 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検

② 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

③ ボンベ収納庫の耐震化促進及びボンベ転倒防止措置の強化

(2) 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努めます。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施します。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- ② 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ③ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- ④ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ① 緊急時の社内及び関係機関との連絡体制の整備
- ② 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ① 容器転倒防止措置の強化
- ② 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ③ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- ④ 消費者との通報連絡体制の整備

7 通信施設安全対策の推進

NTT 東日本(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 電気通信施設の耐震化
- ② 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止します。

- ① 災害時優先電話の確保
- ② 特設公衆電話の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努めます。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧用資機材等を配備します。

- ① 可搬型移動無線機
- ② 車載型衛星通信地球局
- ③ 非常用移動電話局装置

- ④ 移動電源車及び可搬型電源装置
- ⑤ 応急復旧ケーブル
- ⑥ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ① 緊急連絡体制の整備
- ② 交通途絶時の出動体制の確立
- ③ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進（富士急行㈱）

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防措置を推進します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検をします。
 - ・ 橋梁の維持、補修
 - ・ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ・ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - ・ 建設設備の維持、補修
 - ・ 通信設備の維持
- ② 地震計の設置
 - ・ 地震計の設置により、地震発生における早期点検体制の確立を図ります。
- ③ 耐震列車防護装置等の整備
 - 一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備します。

(2) 防災資機材の整備

- ① クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図ります。
- ② 重機械類、その他必要な資機材の確保を図ります。

(3) 要員の確保

- ① 緊急連絡体制の整備
- ② 交通途絶時の出動体制の確立

(4) 帰宅困難者対策

- ① 主要駅における水や食糧など緊急物資の備蓄倉庫の設置の促進

第4節 都市型災害の防止、軽減対策（都市整備課、総務課、消防本部）

1 建築物の耐震計画

町及び県は、地震による建築物の破損等の被害を防止するため、耐震改修促進計画を推進します。

（1）一般建築物の耐震性向上

- ① 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進します。
- ② 県建築指導課、富士・東部建設事務所及び建築士会の「地震相談窓口」における、家屋の耐震等に関する相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進します。
- ③ 無料耐震診断の実施（対象：昭和56年5月31日以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅）
- ④ 耐震設計、耐震改修工事への補助（対象③による耐震診断の結果に基づいて行う耐震設計、耐震改修の工事）

（2）公共建築物の耐震化の向上

- ① 町有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかかつ計画的に耐震改修を行います。
- ② 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかかつ計画的に耐震改修を行います。改修にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設促進を図ります。

また、建築物における天井の脱落防止や外壁等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策を促進します。

（3）多数のものが利用する特定建築物等の安全対策の向上

観光施設、旅館、ホテル、集会場等については防災査察を実施し、必要に応じて改修等について必要な助言指導を行います。

2 落下・倒壊危険物対策

（1）道路上及び周辺の構築物

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路などを確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行います。

また、町は、下記の設置者等に対し同様の措置を講じるよう指導・啓発します。

物 件 等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補修を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

(2) 生垣への助成

ブロック塀から生垣へ改修する際の助成制度の活用を促進します。

3 公共施設災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

- ① 老朽度の著しい建物については、町の整備計画に併せて計画的に改築の促進を図ります。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図ります。
- ② 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。

(2) 町有施設の耐震診断

- ① 現行の建築基準法（昭和 56 年施行）以前に建築された町有建物のうち、防災復旧活動の拠点となる出張所や支所、避難所となる学校施設や社会福祉施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施するとともに、非構造部材の落下防止対策を実施し、避難所機能の確保を図ります。

また、これ以外の耐震改修の努力義務がある建物については、耐震診断を行ったものを中心に、緊急性や建替計画など考慮するなかで、順次、耐震補強を実施します。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

- ① 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努めます。
- ② 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にします。

4 危険物施設等災害予防対策

災害時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進します。

(1) 危険物施設の地震対策指導

町は、県及び富士五湖消防本部と連携して、各種法令及び技術基準に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導します。

- ① 施設の耐震化の促進
- ② 緊急措置作成に関する指導
- ③ 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- ④ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業者の地震対策

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施します。

- ① 自衛消防組織の充実強化
- ② 防災資機材の整備充実

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町等は、その制度の普及促進に努めます。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、充実

一般災害対策（「第2編 第2章 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充」）に記載しています。

第6節 広域応援体制の確立

一般災害対策（「第2編 第3章 第3節 広域応援体制」）に記載しています。

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進（地域防災課）

1 防災知識の普及

町職員、住民等への防災知識の普及については、一般災害対策（「第2編 第2章 第2節 防災知識の普及、防災訓練」）に記載したとおりですが、このほか地震に関しては、特に次の事項について普及を図ります。

「自分の身は、自分で守る」が防災の基本であることから、住民が自覚を持つよう防災意識の普及啓発に努めます。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努めます。

（1）町職員に対する教育

町は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期するため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行います。

- ① 地震に関する基礎知識
- ② 東海地震と地震予知、警戒宣言に基づく措置及び情報伝達
- ③ 町及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制、任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

（2）住民に対する防災知識の普及

町は住民が、災害発生時に的確な判断に基づいた行動が取れるよう努めます。地震予知情報が出された場合及び地震発生時における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な方法により、実践的な教育や防災知識の普及を図ります。

① 啓発の方法

- ・ 広報誌、町ホームページ及びCATV（町広報番組）、ソーシャルネットワークサービスの活用、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布

- ・県立防災安全センターの活用
- ・講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

② 啓発の内容

- ・東海地震及び地震に対する基礎知識
- ・危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ・東海地震に関する情報、警戒宣言の性格及び情報の的確な入手方法
- ・警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ・防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ・住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ・災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ・過去の災害に関する教訓

(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

町は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を活かした防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図ります。

(4) 防災関係機関による防災知識の普及

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施します。

鉄道事業者、N T T、中日本道路、東京電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図ります。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次の事情等により防災関係機関の活動が困難になることが予想されます。

- ・電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難となります
- ・道路が遮断され、消火活動等が困難となります
- ・各地で同時に火災が発生し、消防力が分散されます
- ・水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難となります

このような状況の中で、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となります。そこで町は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成されている自主防災組織の充実強化を促進します。

(1) 自主防災組織の編成及び活動

① 班編成と災害時の活動

自治会（区）を母体として組織し、地域の実情に応じて概ね次の通りの班編成とします。

会 長	総 務 班	（全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握）
	情 報 班	（情報の収集、伝達）
	消 火 班	（消火器等による消火）
	救 出 ・ 救 護 班	（負傷者の救出救護）
	避 難 誘 導 班	（住民の避難誘導等）
	給 食 ・ 給 水 班	（給食・給水活動）

② 平常時の活動

地域防災リーダーを中心に防災知識の普及並びに過去の災害から得られた教訓の伝承、防災訓練、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップ・AED マップの作成・配布などを行い、地域の防災力の向上を図ります。

(2) 町の指導

① 町は、全ての自治会（区）において自主防災組織が結成されるよう、その推進に努めます。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努めます。

② 県及び町は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図ります。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とします。

③ 町は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努めます。

3 企業防災の促進

一般災害対策編第2章第2節1（10）「企業防災の促進」に基づき、組織の充実強化を図ります。

4 地震防災応急計画作成の対象となる施設・事業所

本町における地震防災応急計画を作成する施設又は事業所の計画に定める基本的事項は、次のとおりです。

なお、本町の管理する施設又は事業所が個々に定める地震防災応急計画をもって、本町の防災計画に定めたものとみなします。

(1) 基本的計画事項

- ① 地震情報の収集及び部内への伝達
- ② 発災に備えての人員、資機材の確保体制
- ③ 工事中建築物の工事の中止等
- ④ 自主防災体制の強化
- ⑤ 避難措置及び保護
- ⑥ 地震防災訓練の実施
- ⑦ 地震防災上必要な教育及び広報
- ⑧ その他地震防災上必要な事項

(2) 助言

町は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての助言を行います。

第8節 災害ボランティア支援体制の整備

一般災害対策（「第2編 第2章 第13節 災害ボランティア支援体制の整備」）に記載しています。

第9節 防災訓練（地域防災課）

一般災害対策（「第2編 第2章 第2節 防災知識の普及、防災訓練」）に記載していますが、このほかに大規模地震に対応する防災訓練を実施します。

1 地震総合防災訓練

町は、国・県及び周辺市町村並びに防災関係機関と協力のうえ、関係機関及び住民の自主防災体制との協働体制の強化を目的として、町に係る大規模な地震を想定した地震総合防災対策を実施します。

(1) 実施時期

9月1日を中心とする「防災週間」等

(2) 参加機関

町、防災関係機関、自主防災組織、事業所、民間団体及び地域住民

(3) 実施内容

警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施及び地震発生後に対する災害応急対策の実施を内容とします。

(4) 訓練項目

東海地震に関連する調査情報（臨時）から警戒宣言の発令に至る予知段階での各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策を実施します。

- ① 東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言などの町各課、防災関係機関、住民等への伝達訓練
- ② 地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練

- ③ 町各課、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ④ 近隣市町村との広域応援訓練

2 情報の収集伝達訓練

警戒宣言発令時及び地震発生時における有線通信の途絶等の状態に備え、町防災行政無線、県防災行政無線の円滑な運用を図るため、県、山梨県地区非常無線通信協議会と連携し通信訓練を実施します。

第 10 節 要配慮者対策の推進

一般災害対策(「第 2 編 第 2 章 第 12 節 要配慮者対策の推進」)に記載しています。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制（地域防災課）

1 配備体制

地震が発生したときの災害対策本部等の組織は一般災害時と同じですが（「第2編 第3 第1節 活動体制」）、災害対策本部等の設置基準、職員の配備基準は次のとおりです。

【職員の配備基準】

種 別		配備の基準	配備の内容	配備要員
警戒体制	第1 配備	① 震度4の地震を観測したとき ② その他必要により町長が配備を指示したとき	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。	地域防災課職員及び課長職が配備につく。 ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につく。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
	第2 配備	① 震度5弱の地震を観測したとき ② 東海地震注意情報が発表されたとき ③ その他必要により町長が配備を指示したとき	事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できるようにする。	第1次配備要員に加え第2配備要員（係長）が配備につく。 ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
災対本部体制	第3 配備	① 大規模災害が発生したとき ② 震度5強以上の地震を観測したとき ③ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき ④ その他必要により町長が配備を指示したとき	職員は自主的に参集し、情報、水防、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。	全職員が配備につく。 （臨時、嘱託を除く。）

※災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいときは、臨機応変の配備体制を整えます。

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、被害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とする場合です。

(1) 災対本部設置基準

- ① 災害が発生し、救助を必要とするとき
- ② 災害が広域な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③ 震度5強以上の地震が発生したとき
- ④ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- ⑤ その他町長が必要と認めた場合

(2) 組織体制

町本部の組織編成は、「富士河口湖町災害対策本部条例」（資料編参照）及び「富士河口湖町災害対策本部規程」（資料編参照）に基づきます。

町災害対策本部長（以下「町災対本部長」という。）は、町長とします。また、町災対副本部長（副町長）、町災対本部員（職員等）を設置します。町本部長は、必要あるときには教育委員会に指示することができます。

(3) 東海地震に関する情報が発令された場合の配備職員の配備基準

【東海地震に関する情報が発令された場合の配備体制】

種 別	配備の基準	配備体制
第1配備	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	情報収集、連絡活動のため、本部長が指名した者
第2配備	東海地震注意情報が発表されたとき	第1次配備要員、第2次配備要員
第3配備	東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき、又は本部長が指示したとき	全職員 （地震災害警戒本部を設置、地震発災後は災害対策本部に移行）

2 地震直後の活動

震災直後においては、災害対応組織を立ち上げるとともに、おおまかな被害状況を把握し、町の対応だけでは困難な被害の場合、ただちに応援要請をします。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施します。

(1) 災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 (30 分程度)

勤務時間内(開庁時)の行動	① 庁舎内及び町の施設内にいる住民の安全確保・避難誘導に努める。(各課で事前に誘導員を決めておく。) ② 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。 ③ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を総務課防災係に報告する。(災害対策本部設置前は総務課に報告) ④ 非常電源、無線の確認及び障害がある場合の対処を行う。 ⑤ 災害対策本部が設置されたとき、庁舎正面玄関に「富士河口湖町災害対策本部」の表示を掲出する。 ⑥ 避難所となる施設の職員にあっては、避難所対応職員の到着までその場に留まり、避難所対応職員に引き継いだ後、震災時の各担当の活動につく。
勤務時間外の行動	町内在住の参集者は、自宅付近の被害状況を総務課職員係に報告する。また、その他の参集者にあっても参集途上で確認した被害状況は速やかに報告する。 ※その他は勤務時間内の対応と同じ。

(2) 初動活動の目安

地震直後	災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自主参集(勤務時間外)、応援要請の判断
3 時間後まで	被害情報の収集、住民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、避難行動要支援者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制
6 時間後まで	避難所の開設、救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応
12 時間後まで	後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動(緊急)、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動
24 時間後まで	災害救助法の適用、ライフライン施設の応急・復旧対策、公共施設の応急・復旧対策、救助・救急活動、医療活動
72 時間後まで	滞留者代替輸送の実施、炊き出し・生活必需品の供給等、行方不明者の搜索、遺体の処理

3 職員動員の伝達

一般災害時(「第2編 第3章 第2節 職員の配備体制」)に準じます。

第2節 情報の収集・伝達（地域防災課）

地震が発生したとき、効果的な応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報が不可欠です。このため、町は関係機関と連携し、情報の収集・伝達を迅速に行うこととしますが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集・伝達し、被害規模の早期把握を行います。

1 異常現象発見時の通報・伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報します。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達します。

地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、その状況を直ちに県及び消防庁に報告します。

2 地震に関する情報等の伝達

（1）甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表します。

① 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	内 容
緊急地震速報	緊急地震速報 震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、震度 4 以上が予測される地域に対し発表し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達します。
震度速報	発表基準：震度 3 以上 内 容：地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	発表基準：震度 3 以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	発表基準：震度 1 以上 内 容：震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を手に入していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	発表基準：震度 5 弱以上 内 容：観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき 内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

② 伝達先

甲府地方気象台は、次の機関へ情報を伝達します。

山梨県（防災危機管理課）、NHK（甲府放送局）、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV、CATV富士五湖、エフエム甲府、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、県警察本部、東京電力パワーグリッド、N T T 東日本（山梨支店）、東京ガス（甲府支社）、陸上自衛隊北富士駐屯地

（２）全国瞬時警報システム（J-ALERT）による地震に関する情報

J-ALERT で伝達される気象庁が作成する地震に関する情報は、緊急地震速報、震度速報、震源・震度に関する情報、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報となっています。

（３）放送機関による放送

① 放送機関は、取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送します。

② 放送する事項は次のとおりです。

- ・災害発生状況、道路通行状況、公共交通機関運行状況、ライフライン状況、生活必需品・医療品等供給状況、公共施設運営状況、社会秩序保持のために必要な事項

3 被害情報の収集

(1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県へ報告します。

また、消防機関へ通報が殺到する情報を知り得たときは、その状況を直ちに電話により県へ報告します。

これらの情報を得た県は、自らも被害規模に関する概括的な情報を把握し、あわせて消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡します。

県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡します。また県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡します。

県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡します。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県及び公共機関に連絡します。

(3) 報告の種類・様式

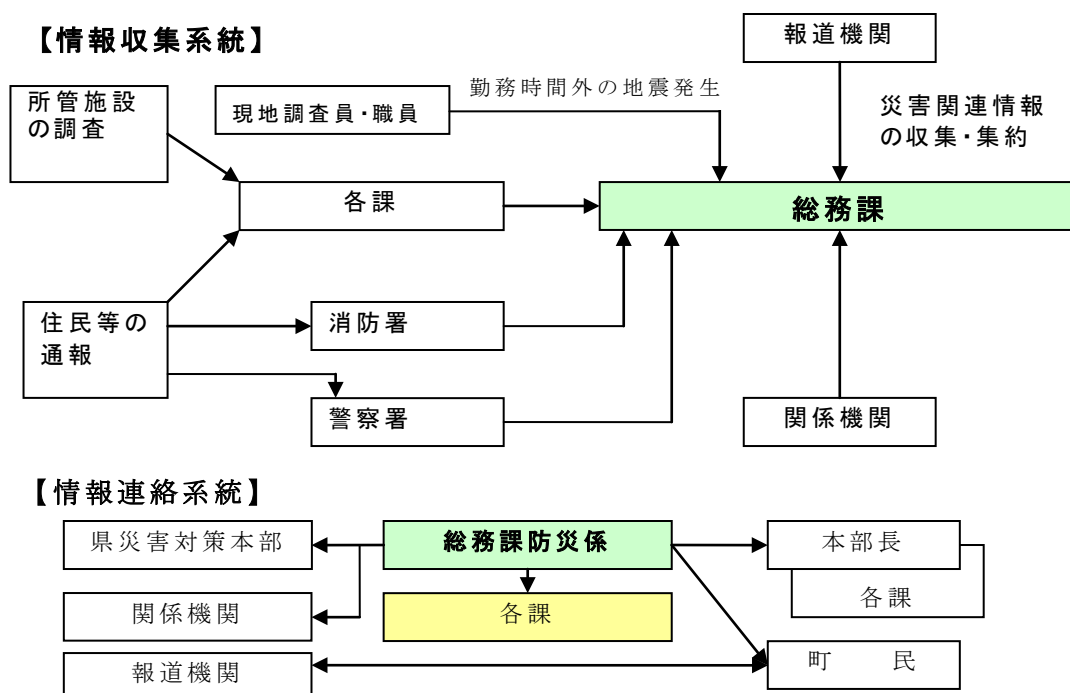
① 「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づく報告

町は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に被害報告を行います。

種 類	報告時期
災害速報	特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき直ちに行います。
中間報告	災害対策本部の定めたスケジュールにより定時に行います。
確定報告	災害状況が確定し、応急措置が完了したときに、直ちに行います。

(4) 町における情報連絡系統

震災時における町の情報収集・情報連絡系統は次のとおりとし、総務課へ情報を集約し、伝達・報告の基点とします。



(5) 被害状況の緊急調査

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握します。各課担当者は、収集した情報を総務課に報告します。

【実施担当部と収集すべき情報】

地域防災課防災係	①関係機関から概括的な被害情報収集を行う。 ②参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。 ③県防災行政無線からの情報収集を行う。
地域防災課地域係 情報推進係	町民、自主防災組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。
総務課職員係	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
施設所管各部及び福祉推進課社会福祉係	避難所開設状況及び避難開始状況・避難者概数
健康増進課健康増進係	医療機関の稼動状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況
健康増進課及び福祉推進課、住民課	避難行動要支援者・行方不明者の状況

都市整備課	緊急輸送道路・町内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況
水道課	水道施設の被災状況、下水道施設の被災状況
観光課	観光施設からの情報集約
教育委員会	学校の措置、児童・生徒の避難状況

第3節 災害広報（地域防災課）

震災時の広報は一般災害編（「第2編 第3章 第6節 災害広報」）に準じますが、パニックを防止し、初期消火・救助の協力、速やかな避難態勢をとるため、関係機関と協力のうえ、町民・自主防災組織に対して随時正確な情報を提供し、初動活動協力への呼びかけをします。

1 広報内容

町民に対し、災害情報、支援情報、ライフライン被害情報等の広報活動を実施します。

地域防災課防災係	①関係機関から概括的な被害情報収集を行う。 ②参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。 ③県防災行政無線からの情報収集を行う。
地域防災課地域係 情報推進係	町民、自主防災組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。
総務課職員係	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
施設所管各部及び福祉 推進課社会福祉係	避難所開設状況及び避難開始状況・避難者概数
健康増進課健康増進係	医療機関の稼働状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況
健康増進課及び福祉推 進課、住民課	避難行動要支援者・行方不明者の状況
都市整備課	緊急輸送道路・町内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等 二次災害危険状況
水道課	水道施設の被災状況、下水道施設の被災状況
観光課	観光施設からの情報集約
教育委員会	学校の措置、児童・生徒の避難状況

2 要配慮者への広報

要配慮者には、消防団・自主防災組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供します。

3 放送機関への報道要請・情報発表等

地域防災課防災係及び情報推進係は、県・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道します。

また、町において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、放送機関への情報を提供します。

第4節 火災対策（消防本部、地域防災課）

1 初期消火の徹底

大規模地震等の発生時には、同時多発火災により極めて甚大な被害が予想されるため、火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業所、自主防災会、ラビット隊等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行います。また、各防災関係機関は、地震発生直後、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけます。

2 消火活動

消火活動については、「第2編 第3章 第11節 消防対策」に記載したとおりに消火活動、応援要請を行います。特に同時多発火災が発生したときには、次のような原則により消火活動にあたるものとします。

火災の状況が消防力を下回るときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また反対に上回るときは、次の原則に基づき選択防御により行います。

（1）重要防御地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行います。

（2）消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行います。

（3）市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたります。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行います。

（4）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先します。

（5）火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

③ 規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

第 5 節 交通対策（都市整備課、地域防災課）

地震が発生した際の住民等の避難及び災害応急対策の円滑な実施のために行う交通規制、緊急輸送路の確保、緊急通行車両の確認等は、一般災害時と同様に行います（「第 2 編 第 3 章 第 13 節 交通対策」）。

なお、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 政令第 85 号）第 12 条の規定に基づく、知事又は県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認手続きについても、一般災害時と同様に行います。

第 6 節 避難（地域防災課、福祉推進課）

地震発生時の避難の勧告、避難所の開設方法等は一般災害時に準じて行いますが（「第 2 編 第 3 章 第 14 節 避難対策」）、地震の場合には先に掲げた避難施設へ避難する前に余震が落ちつくまでの間、建物のない広い場所に避難することが必要です。

なお、避難は、自主避難を基本とし、自治会（区）単位等で避難するか、又は直接避難所等へ避難することを原則とします。

地震発生時の避難方法は次のような手順により行います。

- 1 平常時に、各地区で建物のない広い空き地、農地等を確認しておきます。
- 2 地震が発生したら、町による避難の勧告・指示に従い、避難誘導者の指示のもと、すぐには家などの建物を飛び出さず、地震が収まってから、空地等へ避難します。
- 3 その後、被害程度が軽微の場合は自宅等へ帰宅します。
- 4 自宅等に帰宅できない場合には、先に掲げた避難場所へ避難します。

なお、「広域応援体制」、「緊急輸送対策」、「食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策」「応急仮設住宅」、「医療対策」、「防疫対策」、「廃棄物処理対策」、「救出対策」、「死体の保護対策」、「障害物の除去対策」、「生活関連施設の応急対応」、「応急教育対応」、「ボランティア受入れ対策」、「災害救助法」については、それぞれ「第 2 編一般災害編第 3 章 災害応急対策」に準じます。

第4章 東海地震に対する事前対策計画

第1節 東海地震に対する事前対策計画の目的

本章は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言が発せられたとき又は東海地震注意情報が発表されたときにとるべき対策を定めます。

1 東海地震に関連する情報の種類

（1）東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

① 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

② 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

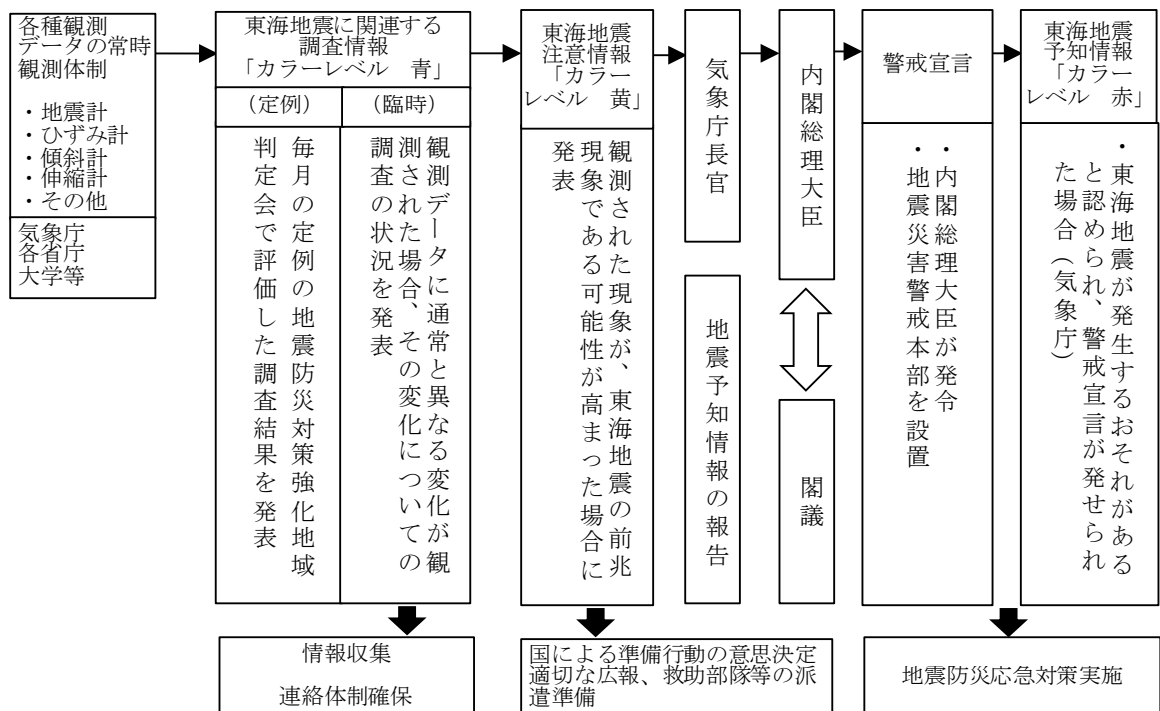
（2）東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に発表される情報

（3）東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

【東海地震に関連する情報発表の流れ】



第2節 活動体制（地域防災課）

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

- （1）職員参集
- （2）防災行政無線等による住民への広報
- （3）県及び防災関係機関との連絡体制の確保

2 東海地震注意情報発表時の体制

- （1）東海地震注意情報等に係る情報の収集及び伝達
- （2）職員参集
- （3）地震災害警戒本部設置の準備
- （4）防災行政無線等による住民への広報

町長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけます。また、町の準備態勢の内容について、適切に情報提供を行います。

- （5）県及び防災関係機関が実施する準備行動との連携調整
- （6）警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備
- （7）県への要請・報告等の実施
- （8）その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

- （1）地震災害警戒本部の設置

内閣総理大臣から、地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、「富士河口湖町地震災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置します。

- （2）警戒本部の組織・編成

警戒本部の組織・編成は、「富士河口湖町地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第15号）」（資料編参照）及び「富士河口湖町地震災害警戒本部活動要領（昭和55年訓令甲第2号）」（資料編参照）に定めるところによります。

警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、町長とします。

警戒本部に、地震災害警戒本部副部長及び地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）を置きます。

なお、本部員は次に掲げる者をもってあてます。

- ① 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- ② 町の教育委員会の教育長
- ③ 町長がその部内の職員のうちから指名する者

④ 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

⑤ 町の消防団長

⑥ 富士五湖消防組合の消防長又は消防吏員その他の職員のうちから町長が委嘱する者

(3) 警戒本部の任務

警戒本部の主な任務は次のとおりです。

① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達

② 自主防災組織や防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

③ 避難の勧告又は指示

④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の解説

⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

⑥ 食糧、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導

⑦ 救急・救助のための体制確保

⑧ その他地震防災対策の実施

(4) 警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ警戒本部が行う残務処理が終了したとき。なお地震が発生した場合は警戒本部を廃止し、災害対策本部へ移行します。

4 地震が発生したときの対策

(1) 町災害対策本部

町長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため、町災害対策本部を設置します。

また、警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努めます。

(2) 町災害対策本部の任務

① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整

③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示

④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請

⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営

⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出

⑦ ボランティアの受け入れ

⑧ 自主防災組織との連携及び指導

⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報

⑩ 防疫、その他の保健衛生

⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整

⑫ 施設及び設備の応急復旧

⑬ その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

5 参集職員

警戒宣言発令時に参集する職員は、災害対策本部設置時の第2号配備体制と同じとします。詳細は、「第2編 第3章 第2節 職員の配備体制」を参照のこと。

第3節 情報の収集・伝達(地域防災課)

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容、その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行います。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるので、それに対応した体制を確立します。

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

① 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

② 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

③ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

④ 東海地震予知情報

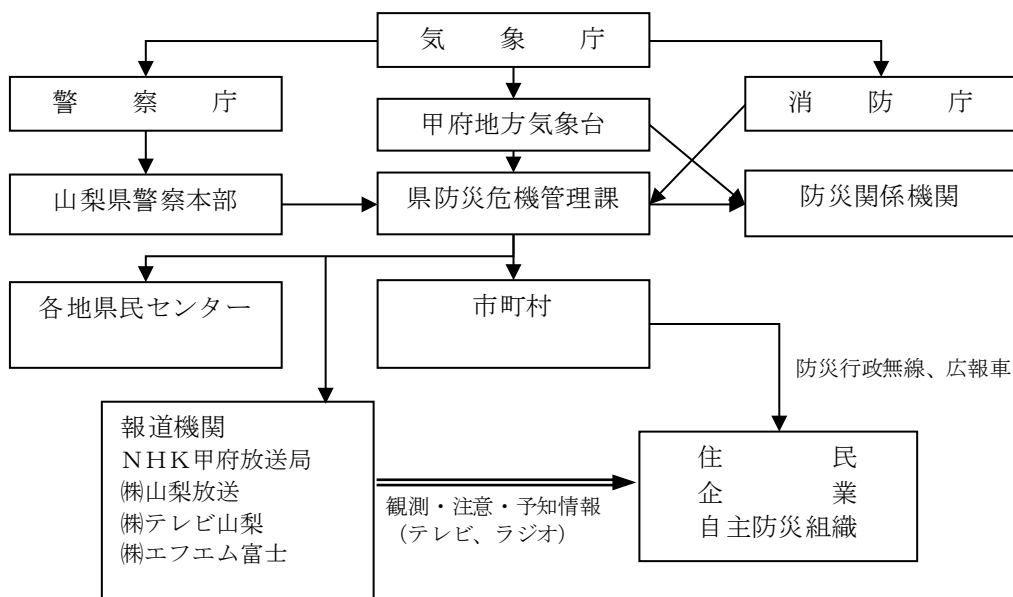
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

⑤ 警戒宣言

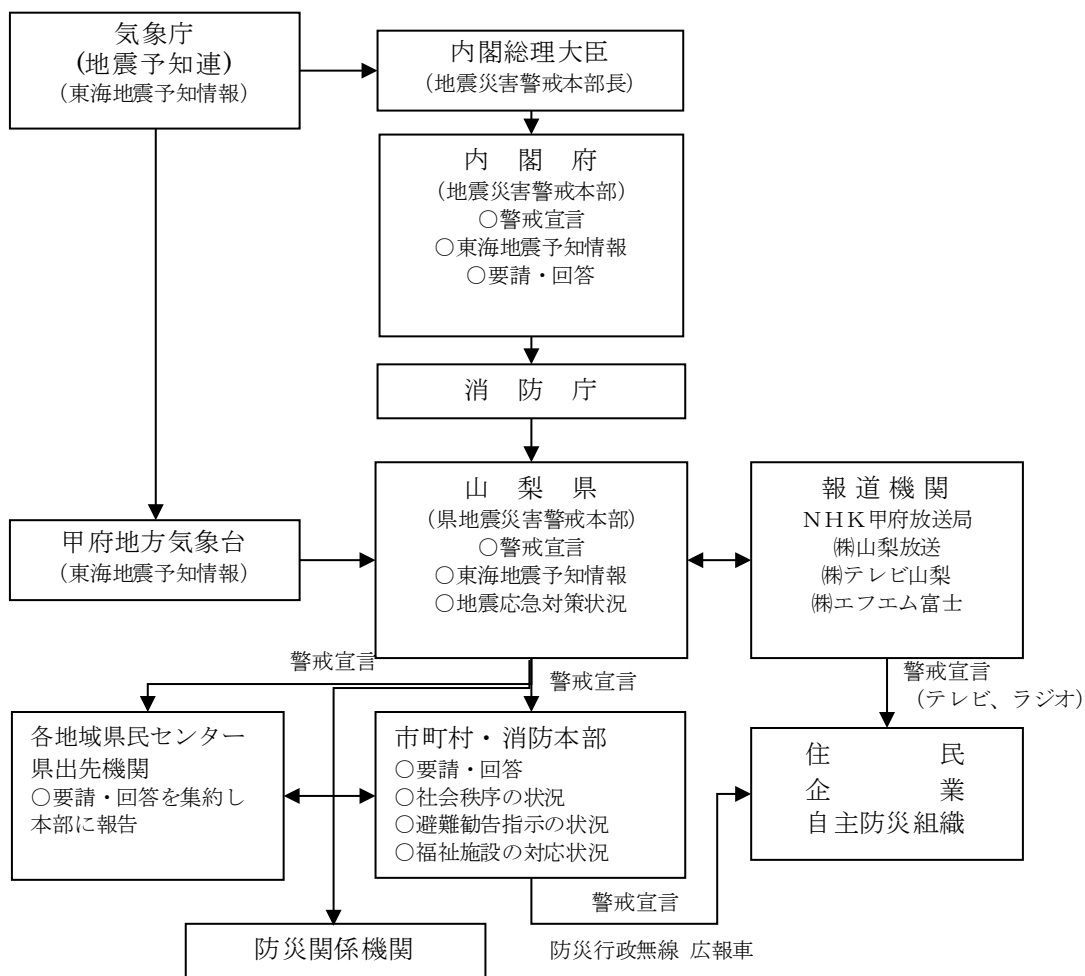
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示、及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達されます。

(2) 情報の連絡及び通報

① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報



② 警戒宣言発令時の情報伝達



(3) 応急対策実施状況の収集伝達

町、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行います。

① 収集、伝達の方法、内容等

防災関係機関は、応急対策実施状況等を町警戒本部に報告します。

② 県への報告等

町は、防災関係機関から収集した情報及び次の事項についてあらかじめ県が定める様式により県警戒本部に報告します。

関係機関名	報告事項
町→県民センター→防災危機管理課	・避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス施設構内の者を除く）、通行規制等で停滞している車両数
町→保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	・保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
町教育委員会→教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	・授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (※私立は、県総務部→県警戒本部) (※県立高校・特殊学校は、県教育委員会→県警戒本部)
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	・一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制の箇所数、渋滞している車両のキロ数
町→県民センター→産業労働部→防災危機管理課	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数

第4節 広報活動（地域防災課、政策企画課、消防本部、各事業者）

1 町の広報活動

（1）広報体制

町警戒本部（地域防災課・政策企画課）において、居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めます。

（2）広報内容

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ ライフラインに関する情報
- ④ 強化地域内外の生活関連情報
- ⑤ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑥ 地震防災応急計画を作成すべき事業所への計画実施の呼びかけ
- ⑦ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑧ 家庭において実施すべき事項
- ⑨ 自主防災組織等に対する防災活動の呼びかけ
- ⑩ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑪ 町の準備体制の状況
- ⑫ その他必要な事項

（3）広報の手段

① 町

住民に対する広報は、広報車、防災行政無線、サイレン、警鐘、ケーブルテレビ河口湖、ホームページ、安心安全メール、公式SNS、FM富士五湖、FMふじやまなどを活用して行うほか、自主防災会等を通じて行います。必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による放送を依頼します。

また、住居者等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えます。

② 消防団

町消防団長は、各地区分団長に対し、消防無線及び有線電話を通じて伝達するとともに、各分団長の指揮により消防車両拡声器での広報又はサイレン、警鐘により伝達を行います。

【地震防災信号】

警 鐘		サイレン		
● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	鳴る	休み	鳴る
5 点	休	約 45 秒	約 15 秒休	約 45 秒
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続します。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用します。				

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ① 地震予知に関する情報等の正確な内容
- ② 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ③ 交通の状況と交通規制の実施状況
- ④ 犯罪予防等のための住民のとるべき措置
- ⑤ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ① 広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- ② ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用
- ③ 交番等を利用した住民相談窓口の開設
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- ⑤ ヘリコプターによる警戒宣言発令の広報

3 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行います。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行います。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的なガス機器等の安全措置に関する広報を行います。

(4) N T T

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行います。

(5) 鉄道会社

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行います。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行います。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行います。

(8) 水道管理者

防災行政無線、広報車及び報道機関を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、災害時の対応等について広報を行います。

(9) その他防災機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切に広報活動を行います。

第5節 避難活動（地域防災課、福祉推進課）

1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等要配慮者の避難を実施することができるものとします。

2 町が行う避難活動

（１）警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準によりあらかじめ町長が定める地区とします。

- ① がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ② 崩落危険のある、ため池等の下流地区
- ③ その他町長が危険と認める地区

現在、本町における対象地区は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域です。（資料編を参照）

（２）事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、避難所、要配慮者の保護のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の勧告と伝達方法、その他必要な事項を周知します。

（３）町長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定します。

また、町長は、自主防災組織に対し次の指導を行います。

- ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難場所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

（４）町長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行います。

（５）外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定めます。

（６）帰宅困難者、観光客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援の対策を実施します。

3 事前避難体制の確立等

（１）避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

（２）避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障害者、子供、病人等要配慮者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外

国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

- (3) 避難は、原則として屋外としますが、高齢者、子供、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

4 避難場所における避難生活の確保

- (1) 町が設置した避難所には、情報連絡のための町職員又は消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努めます。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、町の資材のほか、住民、自主防災組織等が準備するものとします。
- (3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意するものとします。
- (4) 町は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議します。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努めます。
- (6) 町は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援します。
- (7) 指定避難所では、自主防災組織の単位で行動するものとします。

第6節 応急活動（各課）

1 食糧及び生活必需品の調達

（1）基本方針

警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保するものとし、住民の自助努力で確保できないものについて、町が緊急物資として斡旋します。

また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫（ひっばく）したときには緊急の措置を講じます。

（2）対策

警戒宣言発令時には、町は次の対策を講じます。

- ① 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋をします。
- ② 緊急物資の在庫状況の把握と流通在庫等の提供を要請します。
- ③ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋を要請します。
- ④ 緊急物資の受入れ場所の確保と受入れ体制の整備をします。受入れ場所は、基本的には町役場に集め、各地区の必要数量を調整の上、各避難所等へ配送します。具体的な調達方法は一般災害に準じて行います（「第2編 第3章 第15節 食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策」参照）。
- ⑤ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のため指導を行います。

2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令後、次の体制により給水を行います。

（1）第1次供給体制

- ① 警戒宣言発令後、町は緊急貯水を実施します。一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努めます。
- ② 町は、住民に対して飲料水の確保及び浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう広報します。
- ③ 町は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図ります。
- ④ 町は、二次災害の防止のため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止します。
- ⑤ 町は、給水車、給水用資機材の点検と給水体制の確保を図ります。
- ⑥ 町は、水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整えます。

(2) 第2次供給体制

地震発生後の水道管の破損による給水区域については、給水車による供給を続ける一方、破損状況、水需要状況を見極め、緊急を要する場合は仮設工事又は仮復旧工事を行う体制を整えます。

(3) 第3次供給体制

応急的な供給措置を講じたところについては、速やかに調査、計画を行い、本復旧事業に着手します。

3 医療活動

(1) 町は、役場庁舎、出張所又は避難場所等（「第2編 第3章 第17節 医療対策」参照）に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受け入れ体制について保健所に通知します。

(2) 町は、傷病者を搬送するための車両、要員を確認します。

(3) 町は、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報します。

4 清掃、防疫等活動

(1) 町の活動

① 仮設便所の準備を行います。

② 清掃、防疫のための資機材を準備します。

(2) 自主防災組織、住民の活動

① し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備します。

② 必要に応じ、自主防災組織、自治会に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備します。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 注意情報が発表されたときには、「富士河口湖町教育委員会 地震対策マニュアル」に沿い、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び町教育委員会等と連携し、次の措置を講じます。

① 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の措置を講じます。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とします。このため、集団下校の際の安全の確保について措置を講じておきます。

② 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記①と同様な措置を講じます。

(2) 授業(保育)中に警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じます。

- ① 直ちに授業(保育)又は学校行事を中止します。
- ② 安全な場所に全員を誘導し、児童等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じます。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とします。このため、集団下校の際の安全の確保について対策を講じておきます。
- ③ 留守家族、交通機関等の理由により保護者の引き取りがないときは、学校などにおいて保護します。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、町地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じます。

(3) 登下校中に警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底します。

- ① ブロック塀、橋、歩道など危険箇所から離れます。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難します。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合します。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員、添乗員、車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらないようにします。

(4) 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたとき翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止します。

6 自主防災活動

県、町等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産の保護を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施するものとします。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施するものとします。

- ① 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保します。
- ② 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の運営のための資機材、備蓄食糧の確認を行います。
- ③ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけます。
- ④ 地域住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかけます。
- ⑤ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施します。なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保します。

(2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合

- ① 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するため、地区内に活動拠点を設けます。

② 情報の収集・伝達

- ・町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全世帯に伝達されているか確認に努めます。
- ・テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努めます。
- ・実施状況について、必要に応じ町へ報告します。

③ 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとります。

④ 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

⑤ 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけます。

- ・家具の転倒防止
- ・タンス、食器棚等からの落下等防止
- ・出火防止及び防火対策
- ・備蓄食糧・飲料水の確認
- ・病院・診療所の外来診療の受診を控えること

⑥ 避難行動

- ・事前避難対象地区の住民等に対して町長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ指定された避難場所へ避難させます。
- ・自力避難が困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、町保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送します。
- ・避難場所まで距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難します。
- ・事前避難対象区域外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難を勧めます。

⑦ 避難生活

- ・避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。
- ・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備します。
- ・飲料水、食糧等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連携をとり、その確保に努めます。

⑧ 社会秩序の維持

- ・ラジオ、テレビ、町防災行政無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努めます。
- ・生活物資の買占め等の混乱が生じないよう、地域住民に対して呼びかけます。

第7節 防災関係機関等の講ずる措置（各事業者等）

1 電力（東京電力パワーグリッド）

（1）東京電力パワーグリッド非常災害対策本部を設置します。

（2）東海地震注意情報が発表された場合

① 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施します。

② 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立します。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連絡を密にし、通信網の確保に努めます。

③ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施します。

④ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図るなど、的確な安全措置を講じます。

⑤ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の保安措置に関する広報を行います。

（3）警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

① 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を速やかに実施します。

② 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図るなど、的確な安全措置を講じます。

③ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の保安措置に関する広報を行います。

2 通信（NTT、NTTドコモ）

（1）東海地震注意情報が発表された場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じます。

（2）警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供します。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施します。

（3）通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講じます。また、利用者に対し、その通信の疎通状況等を、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めます。

3 ガス（ガス供給機関）

（1）東海地震注意情報が発表された場合

ガス供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立します。

(2) 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① ガスの供給継続を確保します。
- ② 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立します。
- ③ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止します。
- ④ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保します。
- ⑤ 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉鎖について広報を行います。

4 金融機関

県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請します。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知します。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知など、地震防災応急対策の準備的措置を講じます。

(2) 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止します。ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止します。
- ② 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止します。
- ③ 上記①や②の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金預払機等において預金の払戻しを継続するなど、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じます。
- ④ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期するとともに、電算機についても耐震措置を講じます。
- ⑤ 手形交換又は不渡処分の取り扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるため、手形交換所と連絡をとり、その指示に従います。
- ⑥ 預貯金、手形等の取り扱いについて顧客への周知徹底を図ります。
- ⑦ 郵便局については、郵便事業(株)南関東支社や甲府中央郵便局と防災業務計画を踏まえた警戒宣言時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議し、県内郵便局に対して同措置を講ずるよう要請を行うものとします。

* ①は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくものです。

(3) 発災後

- ① 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとります。

- ② 預貯金の払い戻しについて、通帳等を紛失した者への簡易な確認方法により払い戻しの利便を図ります。
- ③ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとります。
- ④ 手形交換又は不渡処分の取り扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるため、手形交換所と連絡をとり、その指示に従います。
- ⑤ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮します。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じます。
- ⑥ 預貯金、手形等の取り扱いについて顧客へ周知徹底を図ります。

5 鉄道（富士急行）

（１）東海地震注意情報が発表された場合

- ① 旅客列車については、平常通り運行を継続します。ただし、貨物列車については、原則として最寄りの駅に抑止を行います。
- ② 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知します。
- ③ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施します。

（２）警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① 列車内、駅構内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行います。
- ② 強化地域内への列車の進入は、原則として制限します。
- ③ 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。
- ④ 駅施設の旅客及び駅に停止した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として駅施設内又は列車内に待機させます。児童生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議します。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行います。食事の斡旋が不可能となったときには、町に食事の斡旋の援助要請をします。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ町と協議しておくものとします。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、町の定める避難場所へ旅客を避難させます。

- ⑤ 病人発生等緊急を要するときは応急措置を行い、指定救急医療機関に収容します。
- ⑥ 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をします。
- ⑦ その他、滞留旅客の保護のため必要な事項については、町と連携した対策を行います。

6 バス（富士急行、山梨交通）

（１）東海地震注意情報が発表された場合

- ① 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知します。
- ② 帰宅困難者が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施します。
- ③ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施します。

（２）警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達します。
- ② 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停止するとともに、旅客に対し避難地を教示します。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとります。

7 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報の発表時から警戒宣言発令時において県から要請される、次に掲げる措置を講ずるものとします。

（１）東海地震注意情報が発表された場合

- ① 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限します。なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示など、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講じます。
- ② 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じます。
- ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生後の重症患者等の治療体制を確保するとともに、帰宅可能入院患者の家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要車両の確保などの準備的措置を講じます。なお、必要に応じて入院患者の家族等への引き渡しを実施することができます。
- ④ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保など、準備的措置を講じます。なお、必要に応じて入院患者の移送、家族等への引き渡しを実施することができます。

（２）警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を講じます。

- ② 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生後の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能入院患者の家族等への引き渡しを実施します。
- ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引き渡しを実施します。

8 百貨店、スーパー等

百貨店、スーパー等は、東海地震注意情報の発表時から警戒宣言発令時において、県から要請される次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ① 百貨店、スーパー、小売店舗のうち、食糧、飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知します。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知します。
- ② 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じます。

(2) 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

- ① 百貨店、スーパー、小売店舗のうち、食糧、飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、建物の耐震性の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができます。
- ② 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の内容を周知します。
- ③ 営業を継続する場合にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を十分に実施し、顧客、従業員等の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じます。

9 町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県ボランティア協会

- (1) 速やかに地震災害等救済のための対策本部を設置し、支援体制を確立します
- (2) ボランティアの受付、調整等を行います。
- (3) 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供します。
- (4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行います。

第8節 交通対策（地域防災課、都市整備課、警察署、交通事業者）

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通混乱・交通事故の防止、住民等の避難及び緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施します。

1 基本方針

（１）注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報します。

（２）警戒宣言発令時

- ① 県内での一般車両の走行は極力抑制します。
- ② 県内への一般車両の流入は極力制限します。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- ③ 県外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限します。
- ④ 避難路及び緊急輸送路は、優先的にその機能を確保します。また、避難路、緊急輸送路以外の道路についても、交通の混乱が生じないよう必要な措置をとります。
- ⑤ 高速道路については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

2 交通規制の実施

交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき交通規制を実施します。

また、大規模地震災害特別措置法等で定められた標示等を設置しますが、緊急を要し標示等を設置する猶予がないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官の指示により行います。

3 緊急輸送路の確保

緊急輸送路は、警戒宣言発令と同時に一般車両の通行を禁止制限する第1次緊急輸送路、及び第1次緊急輸送路の規制開始の状況に応じて一般車両の通行を禁止制限する第2次緊急輸送路とします（道路の種類、位置は「第2編 第3章 第13節 交通対策」）。

4 運転者の行動

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定めます。

（１）走行車両の行動

① 注意情報発表時

- ・ 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報により行動します。
- ・ 不要不急の旅行や出張等を自粛します。

② 警戒宣言発令時

- ・ 警戒宣言が発せられたと知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオなどにより継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動します。
- ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動します。やむを得ない場合は道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、窓は閉め、ドアロックはしません。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所に駐車しないよう留意します。

(2) 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しません。

5 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、災害対策基本法第76条の6に基づき、これらの交通障害物を排除する道路啓開を適切に実施します。

6 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実行を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、交通要点に警察官等を配備して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、交通誘導規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施します。

7 交通情報及び広報活動

① 東海地震注意情報が発表された場合

- ・ 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、警戒宣言発令後の交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知します。
- ・ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施します。

② 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関等との連携の緊密化を図ります。

第9節 事業所等対策計画（各事業所）

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとします。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとします。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとります。

1 東海地震注意情報が発表された場合

（1）施設内の防災体制の確立

- ① 施設の利用・営業等の中止・継続の方針
- ② 防災要員の確保、体制の整備、及び情報収集・伝達体制の整備
- ③ 施設内の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- ④ 避難誘導の方法、避難路等の確認

（2）顧客、従業員等への対応

- ① 注意情報の発表の周知、内容の説明
- ② 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ③ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

（1）施設内の防災体制の確立

- ① 原則、施設の利用・営業等を中止します。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができます。
- ② 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- ③ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施します。
 - ・施設内の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - ・防災要員の確保、体制の整備、及び情報収集・伝達体制の整備
 - ・顧客、利用者等への避難誘導の実施

（2）従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩、自転車による従業員の避難を実施します。